

生徒指導提要

～ 校則改正の取組について ～

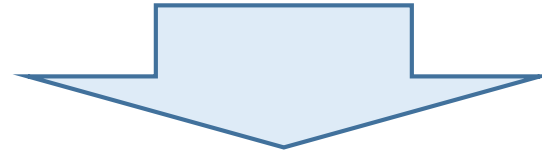
鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課

1 生徒指導提要とは

2 校則の見直し(鈴鹿市の取組)

1 生徒指導提要とは

生徒指導に関する 学校・教職員向けの基本書



- 教職員間, 学校間で教職員の共通理解を図る
- 組織的・体系的な生徒指導の取組を進める

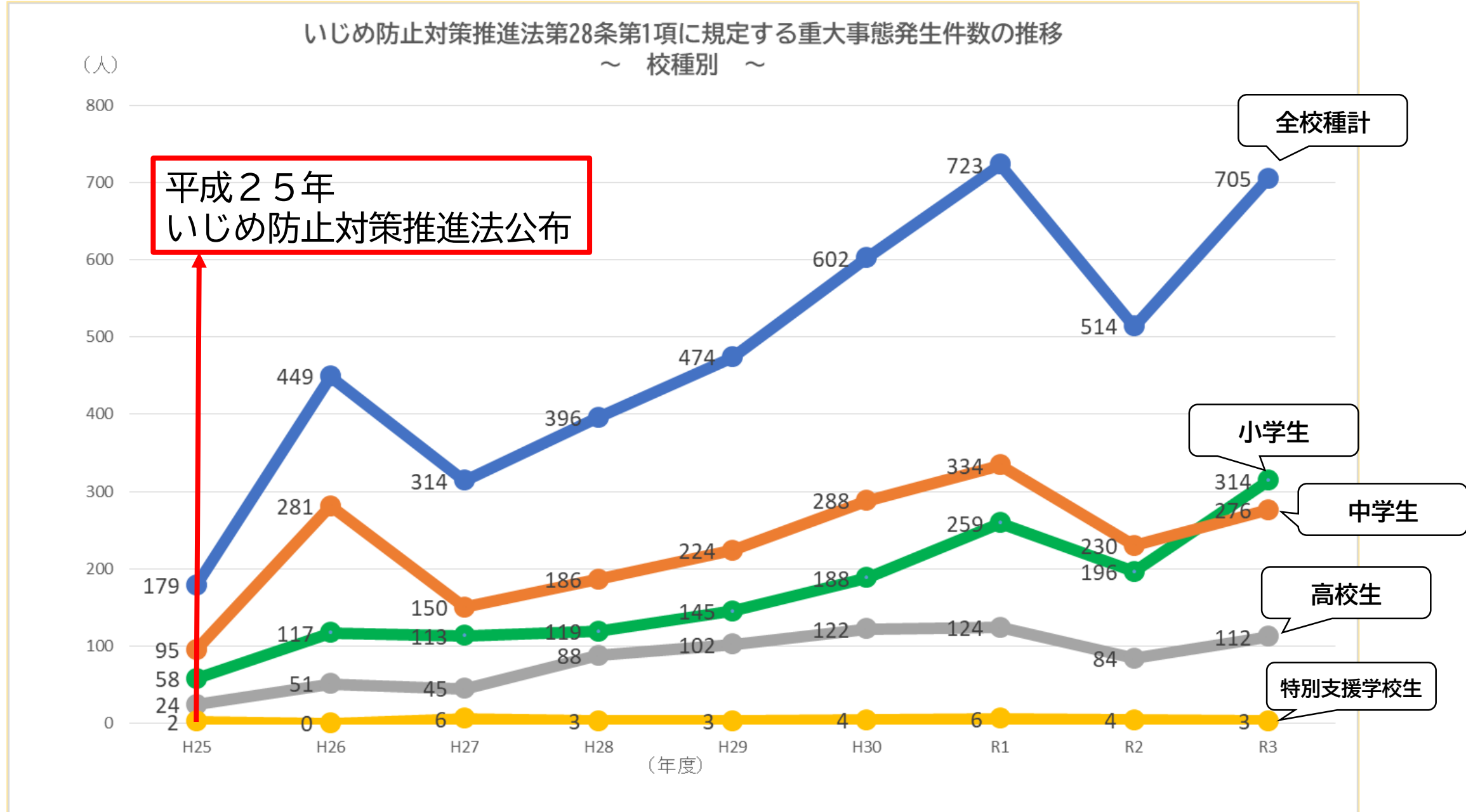
生徒指導の目的(平成22年)

- 一人一人の児童生徒の人格を尊重し、
個性の伸長を図りながら
社会的資質等を高めるよう指導・援助する

令和の日本型学校教育(令和3年)

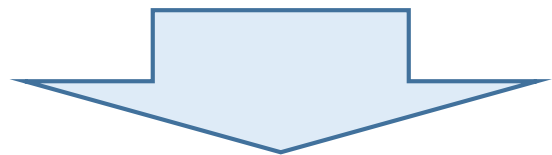
- 児童生徒の良い点や可能性を伸ばし、
個々の興味・関心等を踏まえて
きめ細かく支援することが大切である

生徒指導提要改訂の理由



平成22年度版 生徒指導提要

いじめ：一定の人間関係のある者から，
(H18) 心理的・物理的な攻撃を受けたことにより，
精神的苦痛を感じているもの



いじめ防止対策推進法（平成25年公布）

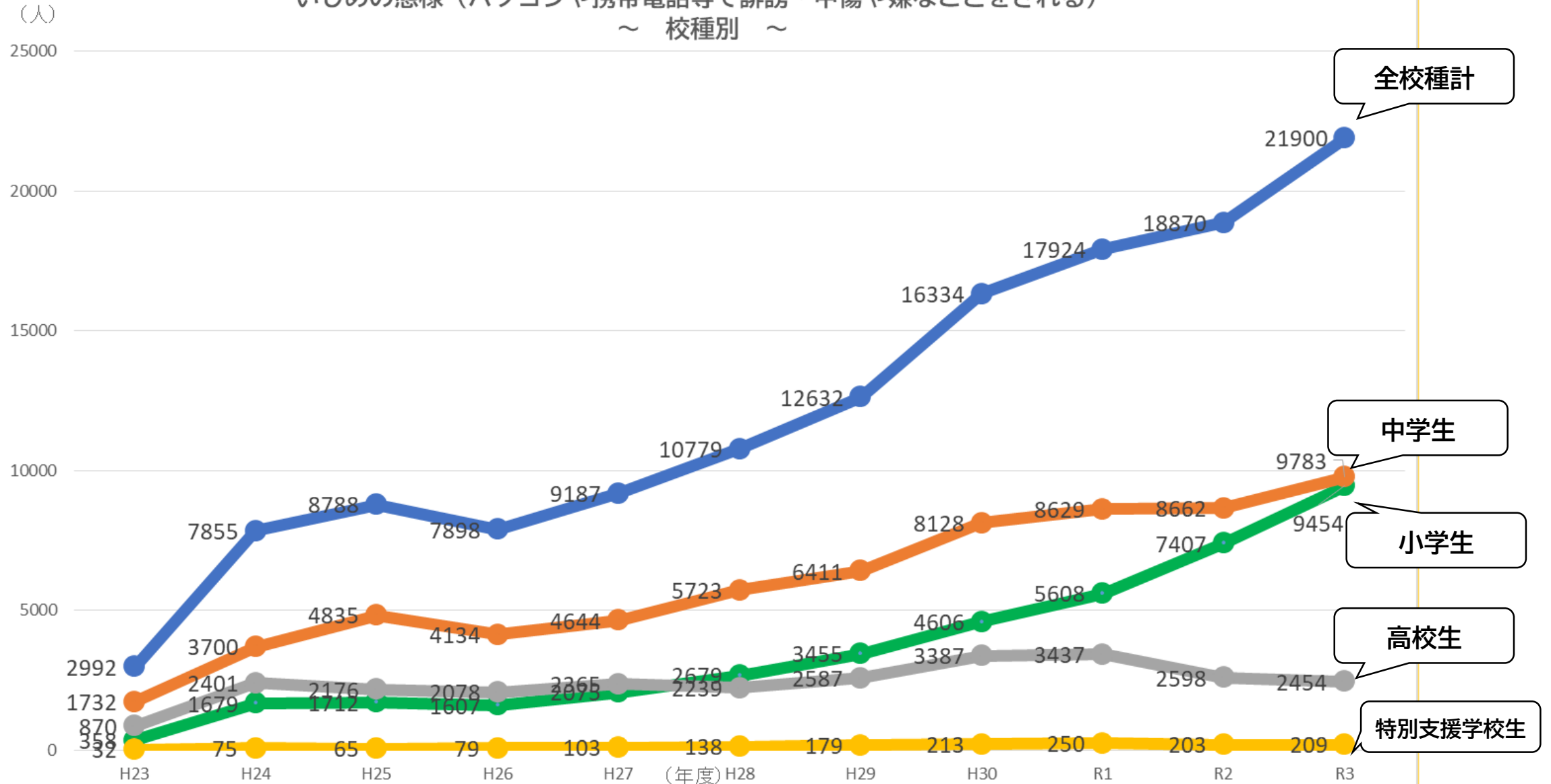
令和4年度版 生徒指導提要

「いじめ防止対策推進法」

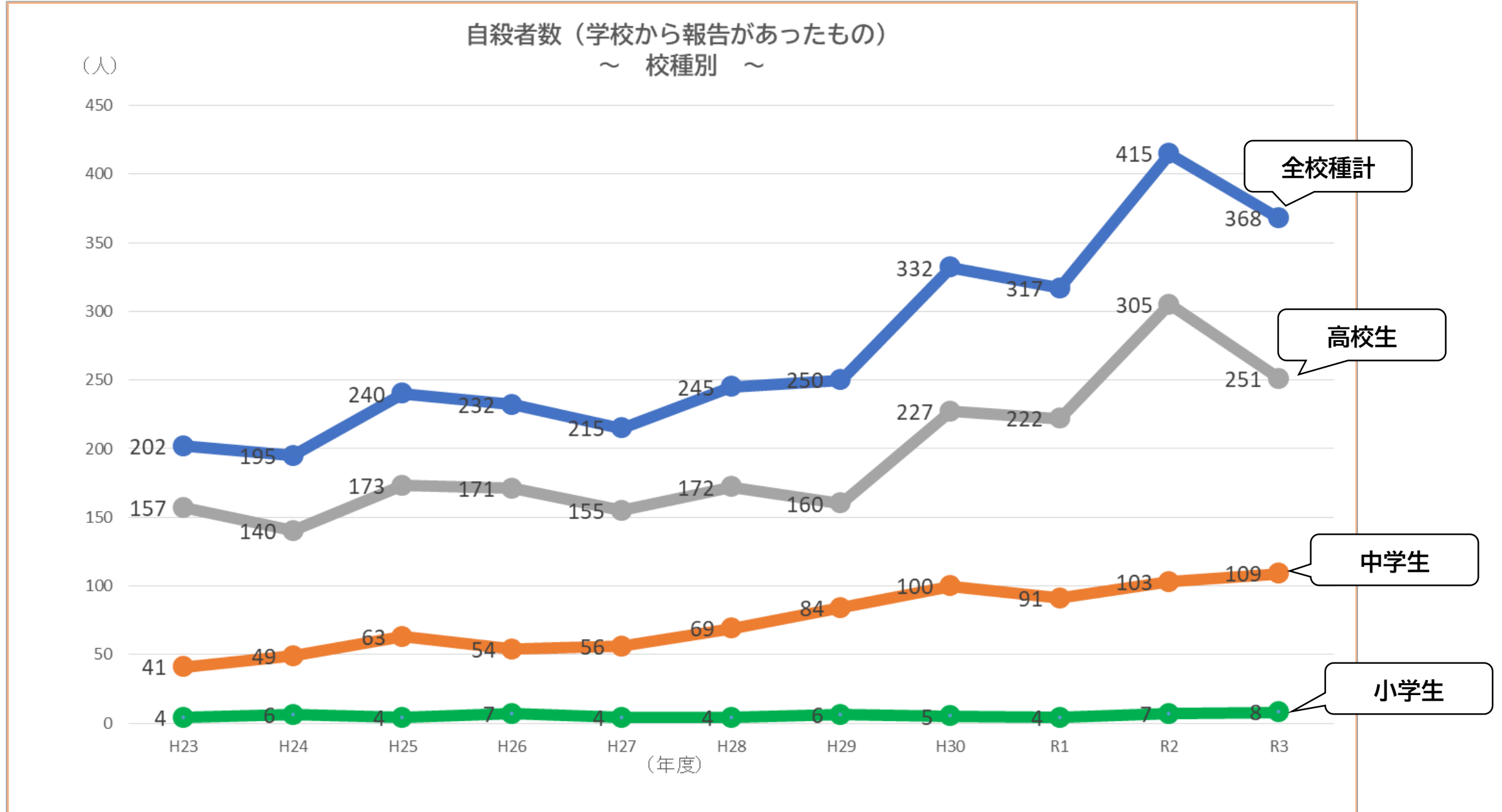
「いじめの防止等のための基本的な方針」

生徒指導提要改訂の理由

いじめの態様（パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる）
～ 校種別 ～



生徒指導提要改訂の理由



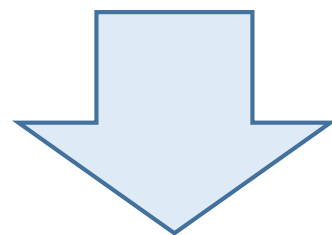
生徒指導提要改訂の理由

いじめ防止対策推進法（平成25年公布）

義務教育の段階における普通教育に相当する
教育の機会の確保等に関する法律（平成28年公布）

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の
実施等について（平成27年 文科省初等中等教育局）

など



生徒指導の概念・取組方向性等を**再整理**

今日的な課題に対応

改訂のポイント

生徒指導提要の目次構成

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の意義 (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の処法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

改訂のポイント

○ 「積極的な生徒指導」の充実

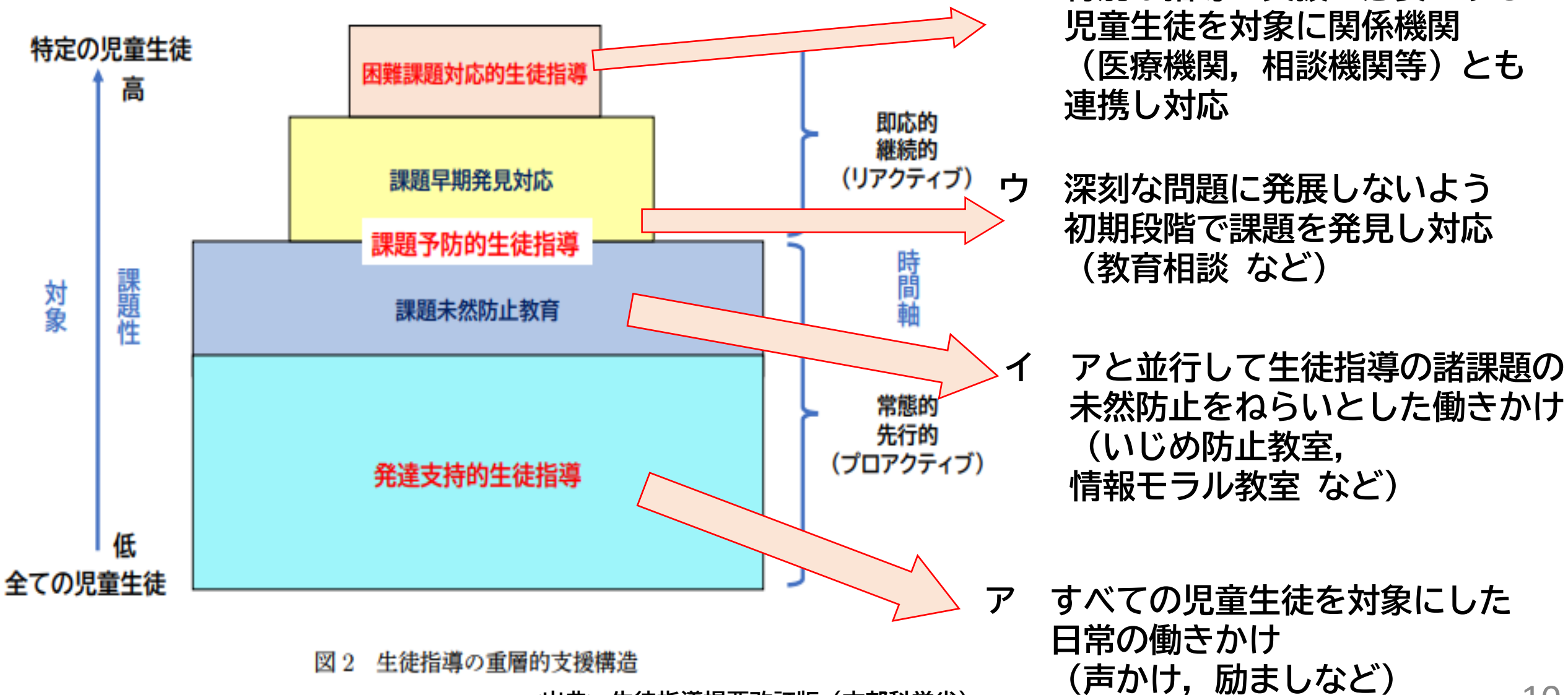


図2 生徒指導の重層的支援構造

＜出典＞ 生徒指導提要改訂版（文部科学省）

改訂のポイント

○ 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

【生徒指導提要の目次構成】から

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導		
・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要		
・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じ		
1) 関連法規・基本方針等	3) 未然防止・早期発見・対応	
2) 学校の組織体制と計画	4) 関係機関等との連携体制	
第4章 いじめ	第8章 自殺	第12章 性に関する課題
第5章 暴力行為	第9章 中途退学	第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※
第6章 少年非行（喫煙、飲酒、薬物乱用を含む）	第10章 不登校	※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等
第7章 児童虐待	第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題	

生徒指導の流れをイメージしやすく整理

個別の課題

＜出典＞ 生徒指導提要改訂版活用ガイド（文部科学省）

改訂のポイント

デジタルテキストとして，文部科学省のホームページ上で公表



多くの学校関係者に読まれ，
活用されることを想定

- ・教職員
- ・教育委員会等

- ・医療や福祉
- ・警察
- ・司法関係者 など

改訂のポイント

関連情報に容易にアクセスでき，活用しやすい

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導	119
第4章 いじめ	120
4.1 いじめ防止対策推進法等	120
4.1.1 法の成立までの経緯	120
4.1.2 法の目的といじめの定義	121
4.1.3 国の基本方針の策定	122
4.1.4 いじめの重大事態	
4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画	
4.2.1 組織の設置	
4.2.2 組織の役割	
4.2.3 実効的な組織体制	
4.2.4 年間指導計画	
4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造	128
4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	130
4.3.2 いじめの未然防止教育	132
4.3.3 いじめの早期発見対応	134
4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際	137
4.4 関係機関等との連携体制	138
4.4.1 関係者の連携・協働によるいじめ対応	138

目次の各表題（青字部分）をクリック

第4章

いじめ

留意点

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会などにおいて、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が求められます。

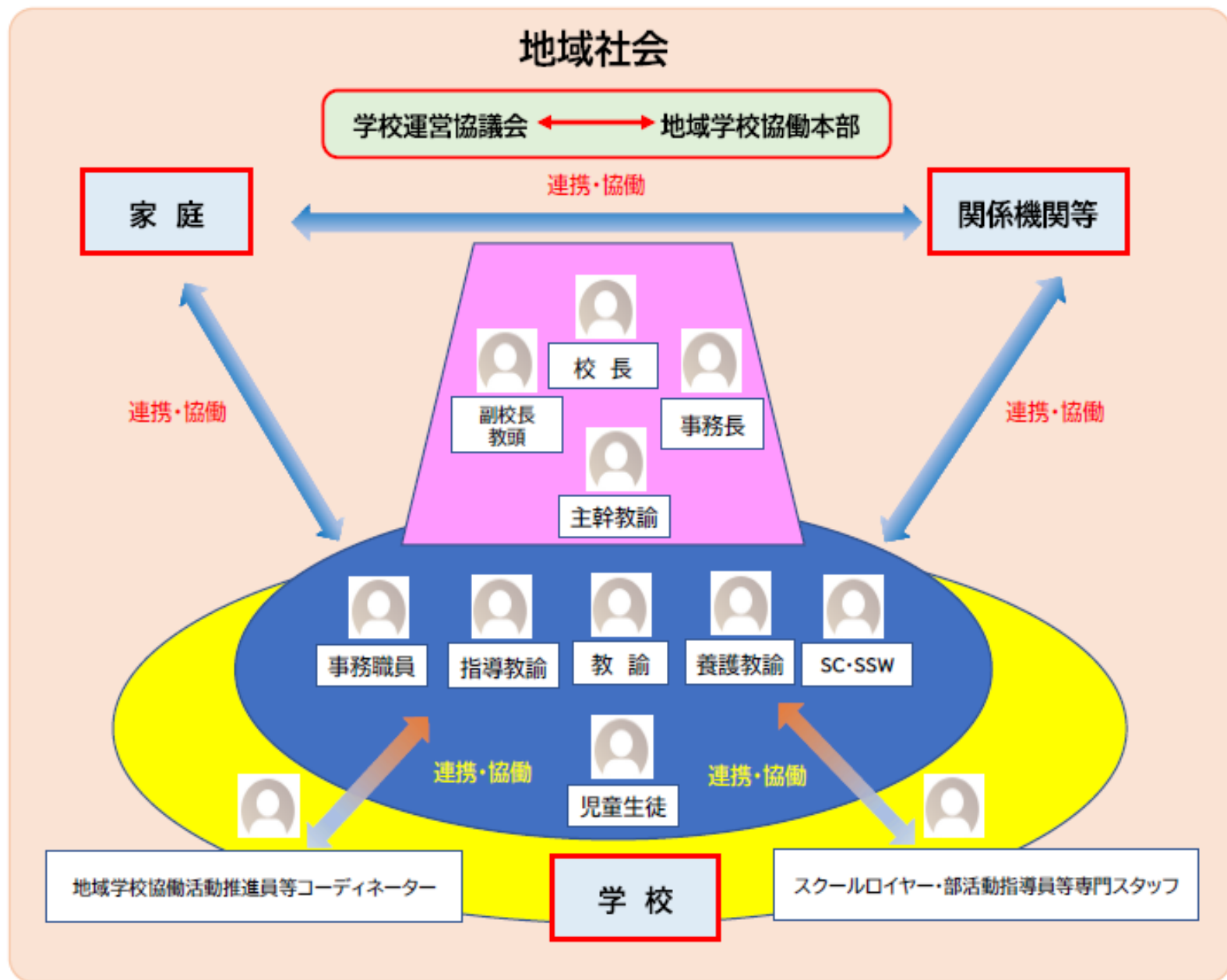
4.1 いじめ防止対策推進法等

4.1.1 法の成立までの経緯

平成 23 年に発生したいじめ自殺事件を契機として、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだ

改訂のポイント

チーム学校による 生徒指導体制



2 校則の運用・見直し

校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律

校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、
よりよく成長・発達していくために設けられる

学校の教育目標に照らして定められた校則は、
教育的意義を有する

校則の運用・見直し

「児童の権利に関する条約」 （平成6年批准）

- 1 差別の禁止
- 2 児童の最善の利益
- 3 生命・生存・発達に対する権利
- 4 意見を表明する権利

校則の運用・見直し

性の多様性・合理的配慮の観点から

A yellow starburst graphic with a blue outline, containing the text 'ブラック校則'.

ブラック校則

不合理で，時代にそぐわない校則

鈴鹿市の取組

生徒会研修会（毎年１２月開催）

令和２年度から

「校則の見直しに関する取組について」交流

鈴鹿市１０校，亀山市３校から参加

鈴鹿市の取組

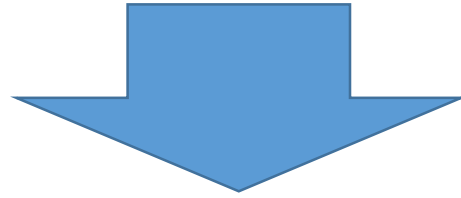
令和2年度

校則の内容について、
生徒総会で確認をする取組を行っている学校の発表

令和3年度

校則フリー週間を設けて、
生徒の意見を取り入れる取組を行っている学校の発表

性の多様性を認め合い、
誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例
(令和3年3月公布)



令和4年度

制服の在り方から
LGBTQについて考える取組を行っている学校の発表

令和4年度 生徒会研修会

参加者の振り返りから

私は、LGBTQ+の活動に、とくに積極的にとりこんでいきたいです。
自分自身でできることを考え、生徒会役員として生徒会に提案して、
その活動ができるように、たくさんの企画を考えて、実行できる
ように頭を回します。

・校則の表記や校則自体を性別で分ける表現をなくする、これを校則としてい
る学校が多く、LGBTが浸透していると感じた

校則改正を行うことで自分らしさを出すことができると思いました。
特に、制服選択制は、ありのままの自分を出すことができるので、
いいと思います。



取組が配慮・支援につながる

生徒指導提要 P.266

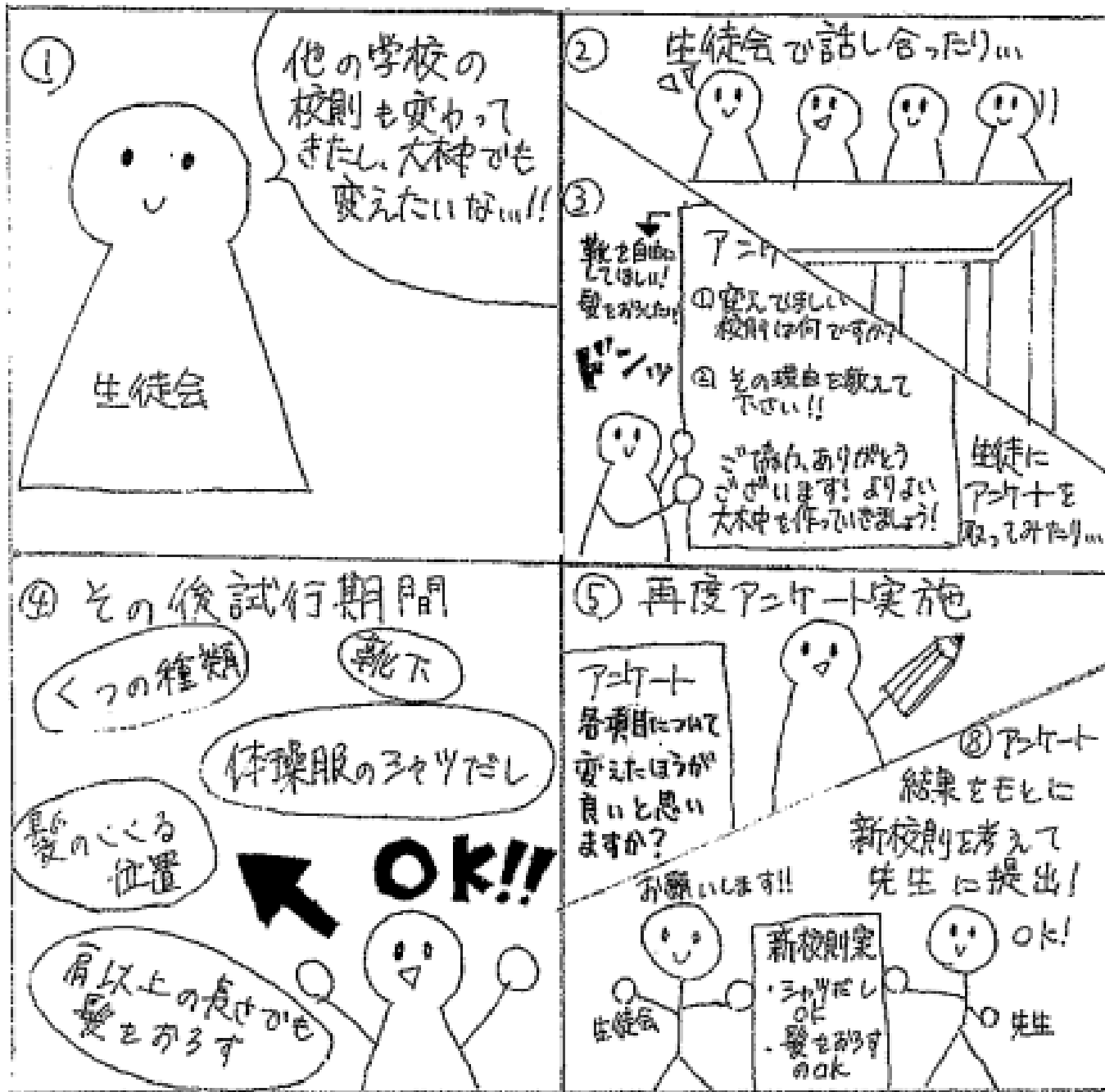
表4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

令和4年度 生徒会研修会

生徒会で全校生徒に
アンケートをとり
意見集約

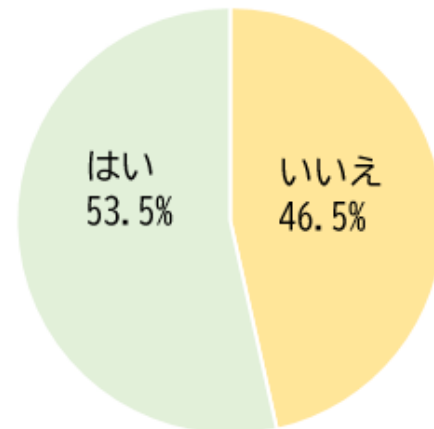
試行期間を設け、
生徒の意見を含め、
校則の改定案を
学校に提出



校則を改正するために、
取り組むべきこと

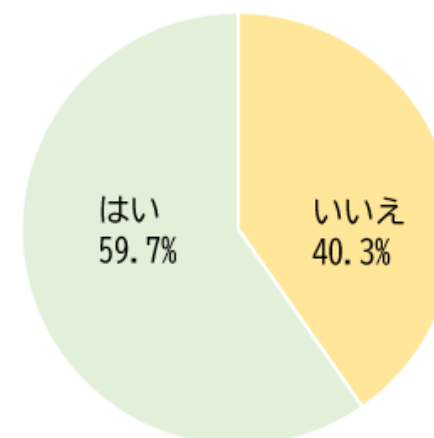
B 校則見直しの取組

校則改正をするためにGoogleフォームにてアンケートを作りました。



朝練後おにぎりを食べれるようにする

理由 給食までお腹が空いて午前の授業で集中できない人がいると思うから
この校則を実現する取り組み、残飯を無くす



行事を増やす

理由 2,3学期は行事が少なく、学校全体でもっと盛り上がれたらいいと思ったから
この校則を実現する取り組み、授業態度や何事にも熱心に取り組む姿勢

これらのアンケートの結果をもとに、これからの取組を検討します。

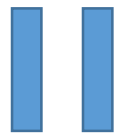
令和4年度 生徒会研修会

参加者の振り返りから

今後、他の学校ではもう改正されている校則などを重心的に
鼓ヶ浦中学校でも校則の見直しを行っていきたい。
今回の頭髮に関する校則改正の為の施行期間による問題点
への対策を全校生徒へ伝えたい。

・校則の見直し期間を設定し、「〇〇や〇〇の項目
について、自由にしてください。」ではなく、「自分自身で考えて、
行動してください。」という意見に大変納得した。
もうすることによって、本当に改正するべきことは、きつすぎるし、生徒
に校則について考えてもらえるから、これから参考にしていきたい。

主体的に取り組む
を進めようとする姿勢



児童生徒が参画し、校則の意味を自分事として理解して、
自主的に校則を守る

校則の改正例(平田野中学校の場合)

平成31年4月

令和4年4月

A 身なりに関するきまり

1 制服

男女とも、制服は学校指定のものとする。変形は認めない。

男子は、ブレザー・スラックス、上着の下にはニットシャツを着用する。

女子は、ブレザー・スカートまたはスラックス、上着の下はニットシャツを着用する。

ベルトは、派手でないものとする。色は、黒・紺・茶とする。

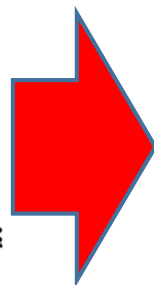
2 制服の中に着るもの

男女とも派手でないVネックセーター・カーディガンを着用してもよい。(丸首は不可)

色は、白・黒・紺・茶・ベージュ・グレーの無地とする。(フード付きのものは不可)

男女とも裾や袖から出ないように着こなす。

ニットシャツの下に着用するインナーについては、体育で利用できる白色のTシャツとし、冬季の防寒用衣類も色は白色とする。(ハイネックは不可)



A 身なりに関するきまり～高校入試・就職試験に向けて～

1 制服

制服は学校指定の「ブレザー・スラックス・スカート」とし、変形は認めない。

上着の下にはニットシャツを着用する。

ベルトは、派手でないものとする。色は、黒・紺・茶とする。

2 制服の中に着るもの

派手でないVネックセーター・カーディガンを着用してもよい。(丸首は不可)

色は、白・黒・紺・茶・ベージュ・グレーの無地とする。(フード付きのものは不可)

裾や袖から出ないように着こなす。

ニットシャツの下に着用するインナーについては、体育で利用できる白色のTシャツ及び柄の派手でない黒・紺・茶・ベージュ・グレーとする。

6 頭髪

男子の頭髪は、前は目、横は耳、後ろはえりにかからない程度とする。

女子の前髪は、目にかからない程度とする。後ろが肩にかかる場合は、ゴムでくくる。

ゴム、ヘアピンは黒・紺・茶とする。ヘアバンド、リボン、カチューシャ、バレッタ等は禁止する。

男女とも、特異な髪型(ツープロックなど)にはしない。パーマ、染色、脱色、整髪料の使用は禁止する。

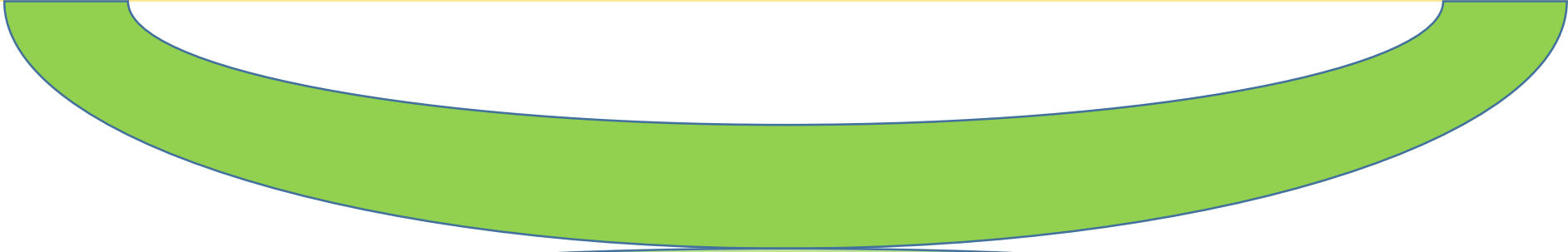
6 頭髪

頭髪は、高校受験や就職試験にふさわしいものとする。特異な髪形やウェーブ系のパーマ、染色、脱色、整髪料の使用は禁止とする。ただし、前髪は、目にかからない程度とし、後ろが肩にかかる場合は、ゴムでくくる。

ゴム、ヘアピンは黒・紺・茶とする。ヘアバンド、リボン、カチューシャ、バレッタ等は禁止する。

生徒指導提要

児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる



学校・教職員が支援

ご清聴ありがとうございました